

韓国における発達障害者のライフサイクルに応じたニーズの分析および政策課題*

—日本の政策事例を参考にして—

○ 韓国・江陵原州大学 李 宣英

朴 炳宣(韓国・江陵原州大学)

キーワード：発達障害者、発達障害者支援センター、IPA分析

1. 研究目的

韓国政府の統計資料によると、2021年の登録障害者数は約265万人であり、全人口の5.1%に当たる規模である(韓国障害者開発院、2022)。その中でも発達障害者は2021時点で255,207人であり、10年前の2011年の比べて39.2%増加し、著しい増加傾向にある。

発達障害の特性上、障害による自己管理および意思決定、社会参加、自立など日常生活の多くの側面において支援が必要であるにもかかわらず、彼らの日常生活を支援するための政策は他の障害者福祉政策に比べて遅れている。とくに、成人発達障害者はこれまで大きな注目を集められなかった対象でもある。その理由としては、1つ目に、発達障害者の平均寿命が他の障害者に比べて短いという点があげられる。そのため、成人期以後、全体障害者人口に占める発達障害者人口の割合が減少するため、政策優先順位で後順位になったと考えられる。2つ目に、発達障害の特性上、自由な意思表示が制限される点もあげられる。このような理由で、意思表示に困難がない身体障害者を中心とした政策がメインとして整備されてきた。その過程で発達障害者のニーズは十分に反映されず、このような限界は大人になった発達障害者が利用できるサービスの不備につながったのである。

一方で、韓国と類似した政策構造をもっている日本では、2004年に発達障害者支援法が制定された以降、それを中心に発達障害者支援整備事業が実施されてきている。各都道府県には「発達障害者支援センター」を設置・運営されており、「発達障害者支援開発事業」を実施することによって、全国的に一体化したシステムが整えられている。このような日本の政策事例は、韓国にあてえる示唆が少なくない。

そこで本研究では、これまで政策優先順位で相対的に遅れてきた大人の発達障害者に焦点を当て、彼らのライフサイクルによる政策ニーズを分析し、日本の各都道府県で実施されている発達障害者支援センター及び発達障害者支援開発事業の内容を検討することにより、韓国の発達障害者のライフサイクルごとの政策課題を提示することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

まず、韓国の発達障害者のライフサイクルにともなう福祉サービスの利用および未充足ニーズの実態を分析するためには、A市が2021年に該当地域に居住する発達障害者を全数

* 本演題に関連して、開示すべきCOIはない。

を対象として行った調査資料をもとに2次分析を行った。分析対象サービス類型は、障害者福祉法上の発達障害者を対象とする11種類のサービスを中心にデータ分析を行い、分析対象の発達障害者数は932人である。

データ分析にはSPSS Statistics Version 26.0を活用して発達障害者が認識する各福祉サービスの必要度と利用水準の差を分析した。また、ライフサイクルに応じた政策優先順位を検討するために、IPA(Importance-Performance Analysis)を活用した分析を行った。

そして、日本における発達障害者政策事例を検討するためには文献研究を中心に行った。厚生労働省の資料および都道府県資料、そして国立情報学研究所に掲載されている学術論文をもとに検討を行った。

3. 倫理的配慮

倫理的配慮については、自治体からデータをもらう時点で、個人が特定できる情報を除いて提供をうけることにすることによって、研究チームで個人情報が識別可能な方法を最初から防ぐかたちで、倫理的な配慮を行った。また、ロック装置をつうじて研究チーム以外にはデータにアクセスすることができないようにした。なお、本研究は行政機関であつめたデータの2次分析を行っており、直接IRBの審査は受けていない。

4. 研究結果

第1に、発達障害者の全般的な福祉サービスの重要度は利用度に比べて高く、ほとんどのサービスにおいて未充足ニーズが大きいことが明らかになった。第2に、ライフサイクルと関係なく全年齢にわたって緊急性の高いサービスは障害者権益擁護センター、発達障害者生涯教育センターであることが確認された。第3に、ライフサイクル別にみると、若者の場合、リハビリ病院への未充足ニーズが高く、医療ニーズおよび日常的な健康管理に対するニーズが高いことを示唆する。第4に、全年齢において障害者自立生活センターに対する未充足ニーズが大きいことが明らかになった。第5に、高齢者層では就労支援施設、短期居住施設に対する未充足ニーズが大きいことが明らかになり、他の年齢層に比べて雇用および居住施設の重要性を大きく認識していることが示唆される。

5. 考察

日本の場合、発達障害者支援法にもとづき各都道府県に1か所以上のセンターを設置することとなっている。また、専門職の配置については、社会福祉士だけでなく臨床心理士、言語治療士、精神保健福祉士、医師など多様な分野の従事者が採用され、様々なサービスを提供している。このような日本の政策事例を参考として、韓国の発達障害者のライフサイクルにともなう政策ニーズを充足するための改善策を提示した。